

日本海ケーブルネットワーク株式会社 番 組 基 準

2006年10月1日

2016年2月26日 一部改定

日本海ケーブルネットワーク株式会社は、生活圏域の放送として、地域の文化の向上、公共の福祉、地域の産業と経済の繁栄に役立ち、平和で豊かな地域社会の実現に寄与するため、民主主義の精神に従い、基本的人権と世論を尊び、言論及び表現の自由を守り、法と秩序を尊重して地域社会の信頼にこたえる放送を行う。

放送に当たっては、次の点を重視して、番組相互の調和と放送時間に留意するとともに、即時性、普遍性、多様性などケーブルテレビ放送の特性を発揮し内容の充実につとめる。

1. 正確で生活に役立つ地域情報の提供
2. 正確で迅速な報道
3. 健全な娯楽
4. 教育・教養の進展
5. 児童および青少年に与える影響
6. 節度を守り、真実を伝える広告

当社における放送番組の基準は、以下に準拠する。

- ・「一般社団法人 日本ケーブルテレビ連盟」制定
日本ケーブルテレビ連盟放送基準（2012年3月14日改定）
- ・「日本放送協会・一般社団法人 日本民間放送連盟」制定
アニメーション等の映像手法について（2006年4月1日一部改定）
アニメーション等の映像手法に関するガイドライン

以下は、ケーブルテレビ局が自主制作する番組及び広告などに適用する。

1. 人権

- (1) 人権を守り、人格を尊重する。
- (2) 個人や団体の名誉を傷つけるような取り扱いはしない。
- (3) 人種・性別・職業などによって取り扱いを差別しない。

2. 法・政治

- (1) 法令を尊重し、その執行を妨げるような取り扱いはしない。

- (2) 政治上の諸問題は、公正に取り扱う。
- (3) 国際親善を妨げるような問題は、その取り扱いに注意する。
- (4) 国の機関が審理している問題については慎重に取り扱い、係争中の問題はその審理を妨げないように注意する。
- (5) 経済上の諸問題で、一般に重大な影況を与える恐れのあるものについては、その取り扱いに注意する。
- (6) 政治に関しては公正な立場を守る。
- (7) 選挙事前運動の疑いがあるものは取り扱わない。
- (8) 政治・経済問題等に関する意見は、その責任の所在を明らかにする必要がある。
- (9) 政治・経済に混乱を与えるおそれのある問題は慎重に取り扱う。

3. 児童及び青少年への配慮

- (1) 児童及び青少年に与える影響を考慮し、良い習慣、責任感などの健全な精神を尊重させるように配慮する。
- (2) 児童向け番組は、健全な社会通念に基づき、児童の品性を損なうような言葉や表現は避け、児童の気持ちを過度に刺激したり傷つけたりしないように配慮する。
- (3) 武力や暴力を表現するときは、青少年に対する影響を配慮しなければならない。
- (4) 未成年者の喫煙、飲酒を肯定するような取り扱いはしない。

4. 家庭・社会

- (1) 家庭生活を尊重し、これを破損ないし乱すような思想を肯定的に扱わない。
- (2) 社会の秩序、習慣を乱すような言動は肯定的に取り扱わず、公衆道徳を尊重する。

5. 教育・教養

- (1) 教育番組は、学校向け社会向けを問わず、社会人として役立つ知識や資料などを放送する。
- (2) 教育番組は、視聴者の一般的教養の向上を図り、文化水準を高めることに努める。

6. 報道

- (1) ニュースは事実に基づいて報道し、個人の自由を侵したり、名誉を傷つけたりしないよう注意する。
- (2) 取材・編集に当たっては、一方に偏るなど視聴者に誤解を与えないよう注意する。

7. 宗教

- (1) 宗教に関する放送は、信仰の自由を尊重し公正に取り扱う。
- (2) 特定宗教のための寄付の募集などは取り扱わない。

8. 表現

- (1) わかりやすい言葉と文字を用いるように努める。
- (2) 不快な感じを与える下品、卑わいな表現は避ける。
- (3) 人心に動揺や不安を与えるような表現は取り扱わない。
- (4) 暴力行為は、その目的のいかんを問わず否定的に取り扱う。
- (5) 犯罪については、法律を尊重し、犯罪行為を肯定したり犯罪者を英雄扱いしたような取り扱いはしない。

- (6) 性に対する問題は、まじめに品位を失わないように取り扱う。
- (7) 医療や薬品の知識および健康情報に関しては、いたずらに不安・焦燥・恐怖・楽観などを与えないように注意する。
- (8) いわゆるショッピング番組は、関係法令を遵守するとともに、事実に基づく表示を平易かつ明瞭に行い、視聴者の利益を損なうものであってはならない。
- (9) 細かく点滅する映像や急激に変化する映像手法などについては、視聴者の身体への影響に十分、配慮する。

9. 広告

- (1) 広告は真実を伝え、視聴者に利益をもたらすものでなければならず、関係法令などに反するものであってはならない。
- (2) 広告主が明らかではなく、責任の所在が不明なものは取り扱わない。
- (3) 広告は、放送時刻を考慮して、不快な感じを与えないよう注意する。
- (4) そのほか、2006年10月1日制定の「広告放送の自主基準」を遵守する。

10. 懸賞

- (1) 報酬や商品だけで視聴者を惹きつけたり、過度に射幸心をそそらないように注意する。
- (2) 懸賞番組については、応募者または参加者のすべてが、公正な審査により技能に応じて賞が受けられるよう配慮する。

11. 訂正

- (1) 放送が事実と相違していることが明らかになったときは、すみやかに取り消し、または訂正する。

以上